

○都留市民有林整備事業費補助金交付要綱

(令和4年3月30日告示第27号)

改正 令和6年3月28日告示第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林の持つ水源涵養機能等の公益的機能を高度に発揮し、森林からもたらされる恩恵を後世に渡って享受するため、健全で活力ある優良な森林の造成を目指して森林整備事業を実施する者に対して補助金を交付することに関し、都留市補助金等交付規則(昭和61年都留市規則第28号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 意欲と能力のある林業経営体又は育成経営体 山梨県意欲と能力のある林業経営体及び育成経営体に関する登録・公表実施要領(令和元年林振第1394号)第9の第1項の規定による山梨県知事の登録を受けた者をいう。

(2) 小規模森林 次の各号の要件を全て満たす森林をいう。

ア 森林法(昭和26年法律第249号)第11条第1項に規定する森林経営計画の対象とされていない森林であること。

イ 生育する樹木の林齢が、11年生から90年生までであること。

ウ 人工林であること。

エ 第5条の規定による申請を行う日以前10年の間において除伐、間伐その他の森林施業が行われていない森林であること。

(3) 危険木 次のすべてに該当する枯損、腐朽、過度な成長等により倒木の危険性の高い立木をいう。

ア 登記地目が次のいずれかに該当し、かつ、現況が山林の土地に在する物

(ア) 田

(イ) 畑

(ウ) 原野

(エ) 山林

(オ) 雑種地

イ 倒木により樹高と同等の距離の範囲にある建築物(建築予定のものを含む。)、公道等に被害を与える恐れのあるもの

(4) 危険林 危険木のある森林をいう。

(5) 生活保全林 次の要件のいずれかに該当する森林をいう。

ア 野生動物による農作物等への被害が発生している地域の住宅、農地又は道路に隣接する森林であること。

イ 林縁から概ね50メートル以内の森林であること。

ウ 住民の生活環境を保全する上で、整備が必要であると市長が認める森林であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に森林を所有する者

(2) 市内に事業所又は営業所を有する意欲と能力のある林業経営体又は育成経営体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 市税等を滞納している者

(2) 国又は他の地方公共団体等からこの要綱と同様の趣旨の補助金等の交付を受けている、又は受ける見込みのある者

(補助対象経費及び補助金の上限額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の上限額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別表に定める事業(以下「補助対象事業」という。)に着手する前に都留市民有林整備事業費補

助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業の計画概要及び収支予算書(様式第2号)
- (2) 補助対象経費の見積書
- (3) 施業予定位置図
- (4) 作業前写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、都留市民有林整備事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)又は都留市民有林整備事業費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、都留市民有林整備事業費補助金変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、都留市民有林整備事業費補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象事業の事業報告及び収支決算書(様式第7号)
- (2) 補助対象経費の支払を証明する書類(領収書の写し等)
- (3) 施業位置図
- (4) 補助対象事業の着手前、作業中及び完了後の写真
- (5) 施業面積を確認することができる書類
- (6) 補助対象事業を委託して行った場合は、契約書その他の委託内容を確認することができる書類及び委託料を支払ったことを確認することができる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、都留市民有林整備事業費補助金交付額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求等)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに都留市民有林整備事業費補助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求を受けたときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日告示第28号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	補助対象経費	補助金の上限額
1 小規模森林整備事業	小規模森林において行う、除伐又は間伐(これらの施業地の面積が0.05ヘクタール以上であるものに限る。)に要する経費	1ヘクタール当たり40万円 (その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)
2 危険木伐採事業	危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費 (ただし、危険木を有価物として処分する場合は、補助対象経費からその売却金額を控除した額を補助対象経費とする。)	補助対象経費の1/2以内とし、20万円を限度とする。 (その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。) なお、補助金の交付は、森林所有者1人につき、同一会計年度に1回限りとする。ただし、市長がやむを

		得ないと認める場合は、この限りでない。
3 危険林整備事業	危険林(施業を必要とする面積が0.01ヘクタール以上であるものに限る。)における危険木の伐採、撤去又は処分に要する経費(ただし、危険木を有価物として処分する場合は、補助対象経費からその売却金額を控除した額を補助対象経費とする。)	1ヘクタール当たり30万円(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)
4 生活保全林整備事業(侵入竹等の除去)	生活保全林(施業を必要とする面積が0.1ヘクタール以上であるものに限る。)における、侵入竹等の除去に要する次に掲げる経費 (1)下刈り (2)つる切り (3)侵入竹等の伐倒・除去 (4)侵入竹等の搬出運搬等 (5)その他整備に要する経費	1ヘクタール当たり30万円(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)
5 生活保全林整備事業(緩衝帯の整備)	生活保全林(施業を必要とする面積が0.1ヘクタール以上であるものに限る。)における、針広混交林若しくは広葉樹林造成又は緩衝帯の整備に要する次に掲げる経費 (1)下刈り (2)つる切り (3)立木の伐採 (4)侵入竹の伐採 (5)広葉樹等の植栽 (6)枝打ち (7)玉切り (8)伐採木等の林内整理 (9)その他整備に要する経費	1ヘクタール当たり70万円(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

様式第1号(第5条関係)

都留市民有林整備事業費補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

補助対象事業の計画概要及び収支予算書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

都留市民有林整備事業費補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 6 条関係)

都留市民有林整備事業費補助金不交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 7 条関係)

都留市民有林整備事業費補助金変更承認申請書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

都留市民有林整備事業費補助金実績報告書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 8 条関係)

補助対象事業の事業報告及び収支決算書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 9 条関係)

都留市民有林整備事業費補助金交付額確定通知書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 10 条関係)

都留市民有林整備事業費補助金請求書

[別紙参照]

参考様式(第5条・第8条関係)

施業位置図・写真

[別紙参照]